

埼玉県人材開発推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 県の人材開発推進に係る重要事項を審議するとともに、「彩の国人材開発ビジョン」に基づく人材開発施策の推進を総合調整・進行管理するため、埼玉県人材開発推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議、検討及び調整を行う。

- (1) 埼玉県の人材開発推進に関すること。
- (2) 「彩の国人材開発ビジョン」に基づく人材開発施策に関すること。
- (3) 研修を目的にした海外出張に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1の職にある者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、総務部長をもってこれに充てる。
- 4 副委員長は、人財政策局長及び人事課長をもってこれに充てる。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、議長となり会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者、その他関係職員の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 委員会の取扱事項を整理するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長及び副幹事長は、それぞれ人事課長及び人事課主幹をもってこれに充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を招集し、議長となり会務を総理する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者、その他関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会及び幹事会の庶務は、人事課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

| 番号 | 役職 | 職名 |
|----|------|-----------------------------|
| 1 | 委員長 | 総務部長 |
| 2 | 副委員長 | 人財政策局長 |
| 3 | 〃 | 人事課長 |
| 4 | 委員 | 秘書課長 |
| 5 | 〃 | 企画総務課長 |
| 6 | 〃 | 行政・デジタル改革課長 |
| 7 | 〃 | 税務課長 |
| 8 | 〃 | 県民広聴課長 |
| 9 | 〃 | 危機管理課長 |
| 10 | 〃 | 環境政策課長 |
| 11 | 〃 | 福祉政策課長 |
| 12 | 〃 | 保健医療政策課長 |
| 13 | 〃 | 産業労働政策課長 |
| 14 | 〃 | 農業政策課長 |
| 15 | 〃 | 県土整備政策課長 |
| 16 | 〃 | 都市整備政策課長 |
| 17 | 〃 | 出納総務課長 |
| 18 | 〃 | (企業局) 総務課長 |
| 19 | 〃 | (下水道局) 下水道管理課長 |
| 20 | 〃 | (議会事務局) 総務課長 |
| 21 | 〃 | (監査事務局) 監査第一課長 |
| 22 | 〃 | (人事委員会事務局) 総務給与課長 |
| 23 | 〃 | (労働委員会事務局) 審査調整課長 |
| 24 | 〃 | (教育局) 総務課長 |
| 25 | 〃 | (彩の国さいたま人づくり広域連合) 事務局マネージャー |

別表第2

| 番号 | 役職 | 職名 |
|----|------|--------------------------------------|
| 1 | 幹事長 | 人事課長 |
| 2 | 副幹事長 | 人事課主幹 |
| 3 | 幹事 | 秘書課主幹 |
| 4 | 〃 | 企画総務課主幹 |
| 5 | 〃 | 行政・デジタル改革課主幹 |
| 6 | 〃 | 税務課副課長 |
| 7 | 〃 | 県民広聴課主幹 |
| 8 | 〃 | 危機管理課主幹 |
| 9 | 〃 | 環境政策課主幹 |
| 10 | 〃 | 福祉政策課主幹 |
| 11 | 〃 | 保健医療政策課主幹 |
| 12 | 〃 | 産業労働政策課主幹 |
| 13 | 〃 | 農業政策課主幹 |
| 14 | 〃 | 県土整備政策課主幹 |
| 15 | 〃 | 都市整備政策課主幹 |
| 16 | 〃 | 出納総務課主幹 |
| 17 | 〃 | (企業局) 総務課主幹 |
| 18 | 〃 | (下水道局) 下水道管理課主幹 |
| 19 | 〃 | (議会事務局) 総務課主幹 |
| 20 | 〃 | (監査事務局) 監査第一課主席監査員 |
| 21 | 〃 | (人事委員会事務局) 総務給与課副課長 |
| 22 | 〃 | (労働委員会事務局) 審査調整課主幹 |
| 23 | 〃 | (教育局) 総務課主幹 |
| 24 | 〃 | (彩の国さいたま人づくり広域連合) 事務局企画・総務 グループ主幹 |
| 25 | 〃 | (彩の国さいたま人づくり広域連合) 事務局人材開発 グループ主幹 |